

多摩市長 阿部 裕行 殿

令和      年度      スポーツ協会主催事業駐車サービス券受領証

令和○年○月○日付け○多くス第○○号文書で通知のあった令和○年度スポーツ協会主催事業駐車サービス券交付について、下記のとおり受領しました。なお、受領にあたっては、下記の交付条件を遵守します。

記

- 1 受領日 令和      年      月      日
- 2 受領駐車場サービス券枚数      ○枚
- 3 受領者（署名又は記名・代表者印）
- 4 交付条件
  - （１）補助事業以外の用途に使用しないこと
  - （２）上記（１）に反するとき、偽りその他不正の手段により、駐車場サービス券の交付を受けたとき、その他多摩市スポーツ振興補助金交付要綱の規定及び別紙「駐車場サービス券使用規定」に違反したときは、本交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、（１）に反したことで発生した駐車場料金については、貴団体で全額負担すること。なお、本件が原因で発生した多摩市スポーツ協会内部の争いに市は一切の関与をしない。
  - （３）交付決定通知以降の各手続きは、遅滞なく処理すること。
  - （４）補助事業の中間報告として、四半期ごと（７月、１０月、１月）に、事業の実施状況を報告し、不要な駐車場サービス券については、返却すること。また、補助事業の完了後又は補助金の交付の決定にかかる会計年度の末日のいずれか早い日から２０日以内に補助事業の実績報告書を提出すること。
  - （５）使用実績に基づき、四半期ごと（７月、１０月、１月、翌年４月）に駐車場使用料を市に支払うこと。
  - （６）市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
  - （７）疑義が生じた場合には、その都度協議すること。
  - （８）その他多摩市スポーツ振興補助金交付要綱の規定を遵守すること。